令和5年度課外活動・部活動 活動方針

学校コード: 6316 学校名:下條村立下條中学校

目標

- 1 学級・学年の枠を越えて対外的プログラムに参加する中で、自主的に活動し合う過程での仲間作り、体力作り、社会規範に順応するマナーづくり、たくましい精神づくりを通した人間形成をめざす。
- 2 自分で選んだスポーツや文化活動に親しみ、その活動の持つ特性や楽しさを味わい、生涯を通じて活動を続けていこうとする環境作りを進める。

本校の運営方針

- 1 活動時間
 - 下條村文化スポーツ専門委員会の協議を経て行う。
 - ①放課後は下校時刻まで、活動時間は1日あたり2時間以内とする。
 - ※放課後部活動下校時刻
 - 4月 17:30 5月~7月末 17:45 8月~新人戦 17:15 新人戦大会終了~1月末 なし 2月~2月第3週 16:45 2月第4週~3月 17:05
 - ②休日練習は、土日どちらかで、3時間程度を原則とする。実施にあたっては休日練習計画および練習試合計画を起案し、校長の許可を得て実施する。
 - ③長期休業中の練習は原則平日とし、社会体育と合わせた日数が休みの日数の 2 分の1以下となるように計画する。
- 2 休養日
 - ①水曜日の放課後に設定。大会前等で土日両日活動した場合は、原則、別の週末に休養日を 1日設ける。
 - ②テスト3日前よりテスト休みとし、学習に専念させる。
 - ③その他の事情等で実施できないと校長が判断した場合は休養日とする。
- 3 下條村文化スポーツ専門委員会等、課外活動や部活動運営に係る協議の場の設営
 - ①年度当初に部活動計画を明示し、生徒および保護者、関係団体に周知する。 部活動保護者会総会にて運営方法について協議する場を設け、留意事項の徹底を図る。(年 2回)
- 4 大会等への参加方針(参加大会数の目安等)
 - ①中体連、吹奏楽コンクールおよびこれに準ずる大会への参加を原則とし、可能な限り回数 を減らす。
 - ②個人で出場する競技会等については個別に協議し、校長の許可を得て参加する。また可能な限り保護者等の引率とし、職員の引率は行わないように保護者会と協議する。
- 5 その他
 - ①月1回の部長会を定例化し、生徒の自治力と主体性を育てる。

指導体制の工夫

- 1 部活動指導員3名を導入し、指導が未経験の職員への技術指導や引率における負担軽減を図る。
 - ※すべての部に副顧問(県費職員)が配置できない状況であるので、主顧問に対する休日の練習や大会引率等の負担が大きくならないよう、できる限り副顧問との調整を図り年間計画を立てる。
- 2 顧問会により運営方針等の確認を行うと共に運営上の諸問題や情報の共有を図る。また、休日練習は、部活動指導業務手当の実施計画に沿って行い、全部活動が足並みをそろえて活動できるようにする。

その他

- 1 PTA総会(4月、2月)の折に部活動の方針説明を行い、現状と課題等を含めた保護者への周知を図り、理解と協力を求めていく。
- 2 年度途中で部活動運営において協議すべきことが発生した場合は、下條村文化スポーツ専門 委員会を臨時で開き、速やかに対応していく。